

# 富山県立大学受託研究取扱規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、富山県立大学学則第 69 条及び富山県立大学大学院学則第 23 条において準用する富山県立大学学則第 69 条の規定に基づき、富山県立大学（以下「本学」という。）において実施する受託研究の取扱いについて、関係法令及び特別の定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「受託研究」とは、本学が外部からの委託を受けて行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

(受託研究の基準)

第 3 条 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。

(受託の条件)

第 4 条 受託研究の受入れに当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 受託研究は、受託研究に要する経費（以下「受託研究費」という。）の範囲内において行うこと。

(2) 受託研究を委託者が一方的に中止することはできないこと。

(3) 受託研究の結果生じた特許権、実用新案権及び意匠権並びに特許、実用新案及び意匠を受ける権利（以下「特許権等」という。）を公立大学法人富山県立大学職務発明等に関する規程により公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）が承継した場合においては、法人は、委託者にこれを無償で使用させ、又は譲与することができないこと。

(4) 受託研究費により取得した設備等は、返還しないこと。

(5) やむを得ない理由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本学はその責めを負わず、また原則として受託研究費は返還しないこと。ただし、特に必要があると認める場合には、不用となった経費の額の範囲内において、その全部又は一部を返還することがあること。

(6) 委託者は、受託研究費を当該研究の開始前に納付すること。

(7) 前各号に定めるもののほか学長が特に必要と認める条件

2 委託者が国、地方公共団体又は公社等の県関係機関であるときは、前項第 4 号及び第 6 号の条件を付さないことができる。

(受託研究の申込み)

第5条 受託研究の申込みをしようとする者は、研究委託申込書(別紙様式第1号。以下「申込書」という。)を学長に提出するものとする。

(受託研究の受入れの決定等)

第6条 学長は、前条の申込があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、受託研究の受入れを決定するものとする。

2 前項の決定に当たり、委託者が、国際機関若しくは国際的に組織された団体又は外国の政府、外国の団体若しくは外国人であるときは、学長は、あらかじめ理事長に協議するものとする。

3 学長は、受入れを決定したときは、委託者にその旨を通知するとともに理事長に報告するものとする。

(受託研究の中止又は期間の延長)

第7条 受託研究を担当する職員(以下「研究者」という。)は、受託研究を中止し、又は研究期間を延長する必要があるときは、直ちに学長にその旨を報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告を受けた場合において、天災その他やむを得ない事由があるときは、当該受託研究を中止し、又は研究期間の延長を決定し、遅滞なくその旨を当該委託者に通知するものとする。この場合、学長は、理事長にその旨を報告するものとする。

(研究成果の報告等)

第8条 研究者は、受託研究が完了したときは、委託者に受託研究の結果を報告するものとする。

2 学長が特に必要と認めた場合は、研究者に研究成果の報告を求めることができる。

(研究成果の公表)

第9条 学長は、受託研究による研究成果の公表の時期、方法等について、委託者との間で協議して決定するものとする。

(国等との受託研究に係る特例)

第10条 国の機関又は独立行政法人等が公募する事業に申請し、採択されて受託研究を行う場合において、受託研究に係る取扱いについて本規程と異なる内容の規定又は契約条項を指定されたときは、その規定を優先させることができるものとする。

(実施細目)

第11条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 研究委託申込書

年 月 日

富山県立大学長 殿

研究委託者 住所  
氏名  
(法人にあつては法人名及び役職、氏名)

富山県立大学受託研究取扱規程に基づき、下記のとおり研究を委託したいので申し込みます。

### 記

1. 研究題目
2. 研究目的及び内容
3. 研究に要する経費 金 円
4. 研究期間 年 月 日から 年 月 日まで
5. 研究担当者
6. 研究用資材、器具等の提供
7. その他（研究委託者の担当者の所属、氏名、連絡先（〒・住所、電話番号、E-MAIL等））

事務局記載欄（委託研究申込者側で記載いただく必要はありません。）

区分	金額（円）
直接経費	
間接経費（原則、総額の14%）	
総額	